平成２８年（フ）第１１１６号
京都市上京区椹木町通堀川西入講堂町223番地　ヴィラ福田208号室
債務者　岡野千惠美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
奈良県生駒市東菜畑２丁目928番地１、住民票上の住所大阪市東成区中道３丁目２番２号
債務者　東本　昭明
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第７９号
広島県三原市明神３丁目12番１―104号、住民票上の住所広島県三原市久井町羽倉354番地１
債務者　大迫　優希
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第８５号
広島県世羅郡世羅町大字宇津戸3204番地
債務者　岡田　芳則
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３１０号
愛媛県松山市若草町２番地８　グランシェル若草301号
債務者　岡田　　崇
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３号
愛媛県松山市土居田町492番地１　エクセレンス土居田305号
債務者　山本永虎こと　鄭　　永虎
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市西の土居町１丁目１番44号桜103号、前住所愛媛県新居浜市中村２丁目13番８号
債務者　山口　史代
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第３５３号
宮崎市大工１丁目７番43号　第２アオイコーポ105号
債務者　渡邊　由美
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市武３丁目１番１―805号
債務者　縞田　利恵
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目21番15号（クリエイト自由ケ丘101号）
債務者　有木　雄治
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目21番15号（クリエイト自由ケ丘101号）
債務者　有木　洋子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０号
山形県最上郡真室川町大字木ノ下790番地
債務者　小松　直美
1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１７９号
富山市文珠寺1238番地
債務者　金山　　充
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
奈良県北葛城郡広陵町大字沢501番地１　エスポワール広陵　311号
債務者　太宰　耐三
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
奈良県北葛城郡広陵町大字沢501番地１　エスポワール広陵　311号
債務者　太宰　　薫
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１３号
奈良県御所市大字東松本410番地の12
債務者　吉井　麻衣
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
奈良県橿原市観音寺町220番地
債務者　弓場　大貴
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係